

協働環境委員会会議録

令和6年2月6日(火)
(開 会) 10:00
(閉 会) 11:00

【 案 件 】

1. 自然環境保全対策について

【 報告事項 】

1. サンビレッジ茜人工芝スキー場等施設の休止について
2. 公用車による交通事故の発生について
3. 第3次いづか健幸都市基本計画(素案)について
4. 令和6年度のコミュニティ交通運行計画について
5. 工事請負契約について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

藤間委員より、委員会開催場所への参集が困難であることから、オンラインの方法による出席の申出があり、飯塚市議会委員会条例第15条の2第2項の規定に基づき、委員長において許可しております。

「自然環境保全対策について」を議題といたします。「岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例の制定等について」、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

今回、新聞記事を資料提出しようと考えておりましたが、著作権の関係がございまして、ありませんでした。既に御覧になっている委員も、御覧になっていらっしゃる委員もいると思いますが、令和5年12月9日の西日本新聞の「岡垣町が太陽光発電施設について、禁止区域を設ける」という内容の記事と、今年1月11日の同じく西日本新聞の「県内の土砂災害警戒区域が新たに指定される」という内容の記事について、概要を説明させていただきます。

まず1つ目に、岡垣町についてです。岡垣町が福岡県内で初めて、禁止区域を設けた「岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例」を制定しており、先月、岡垣町を訪問しまして、条例制定の内容や経緯について直接話を聞いてきました。条例の内容としましては、事業の実施を認めない禁止区域と、事業者に対し事業区域に含まないように求める抑制区域を設定しております。また、条例制定の経緯としましては、再生可能エネルギーに関しては、促進していかなければいけない一方で、全国的に問題となっている住民とのトラブル等をできるだけ抑止する必要があると感じて、条例制定に至ったということでした。

次に2つ目の福岡県についてです。福岡県が分析した結果、現在、県内で約1万8千か所指定されている土砂災害警戒区域が、新たに約1万3千か所追加される可能性があり、県は来年度から、人家などがある場所から優先的に現地調査をして、順次指定を進め、2033年度、令和15年度までの完了を目指すというものでございます。

最後に、関係法令の進捗状況について説明いたします。

まず、森林法についてですが、これまでは都道府県知事の許可が必要となる対象面積は1ヘクタールでしたが、令和5年4月からは、太陽光発電事業を実施する場合に限っては、対象面積が0.5ヘクタールに引き下げられており、より強化された内容となっております。

次に、盛土規制法につきましては、令和5年5月26日に施行されており、各都道府県は施行日から2年間の経過措置期間内に規制区域を指定するというようになっております。所管部署に確認したところ、福岡県は市町村向けにこれまで3回説明会を開催している状況で、令和

5年度から基礎調査を行い、令和7年度に規制区域を指定する予定になっているということでございます。

最後に、再エネ特措法につきましては、森林法の林地開発許可、盛土規正法の許可、それから砂防法、地滑り等防止法、急傾斜地法のいわゆる砂防三法の許可について、昨年10月からFIT・FIP認定の申請前に取得しなければならないというふうになっております。さらに今年4月からは、説明会を開催するなど周辺住民への事前周知することが同じく認定に必要な条件とするということが予定されております。これらの認定要件に違反した場合は、FIT・FIP交付金の一時停止などの措置を取ることが可能となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

二、三、お尋ねしたいと思うんですけども、今回、岡垣町を訪問されたということでございますが、岡垣町の実情というのがどのようになっていたのか分かれば、お尋ねいたします。

○環境整備課長

岡垣町では、太陽光発電事業の計画に係る情報提供が住民の方などからはあっていたということでございましたが、実際に事業が実施される場合には、本市の自然環境保全条例のような事前に住民の方が事業計画を把握するような条例がないということで、また、近年の全国的な太陽光発電事業における動向なども踏まえて、一定の抑止となる条例制定が必要であるというふうに考えられたということでございました。

実情を聞きましたら、町内の各所で小規模な太陽光発電設備の設置は行われているということでございましたが、住民の方からの苦情などはほとんどあっていないというのが実情だというふうにお伺いしております。

○鯉川委員

太陽光発電事業についての情報提供などはあったけれども、本市のような条例はなかったということですかね。

それでは今回、岡垣町は届出制の条例を制定されているようでございますけれども、そのことについては何か申されておりましたでしょうか。

○環境整備課長

届出制にした理由につきましては、条例をつくる際に弁護士さんとも相談されたということをおっしゃってました。許可制にすることもちょっと検討されたみたいですが、許可制にするには、許可を出す、出さないという責任の重さ、そういうリスクなども一番に考えられて、今回は届出制を選択されたというふうに言われておりました。届出制であっても、合理的な根拠を基に禁止区域などを設けることで、危険な場所に設置を防ぐこと、また、住民説明会を義務づけることで、住民の方が事業計画を知ることができる。また、説明会でも意見が述べられるということが可能になるということで、届出制にされているということをおっしゃってました。

○鯉川委員

今回、岡垣町の条例を見られて、そして岡垣町の方からいろいろとお話を聞かれて、執行部としましてどのような考え方を持たれたのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

まず、新聞記事のほうを確認いたしましたのが昨年12月9日で、そのときはまだ条例の内容などが公表されておりませんでしたので、今年1月18日に岡垣町のほうを訪問してお話を聞いてまいりました。その中では、太陽光発電事業は推進していかなければならない事業では

あるけれど、やはり事業を行う場合の設置場所が問題であること、それから、良好な関係を構築するためのコンセンサスというのが大事なので、住民説明会についてはしっかりやっただく必要があるというようなこと、こういうことがお互いの共通の意見ということでございました。

○鯉川委員

岡垣町の条例について、何点かお尋ねし、また、これまでの委員会で、本市の自然環境保全条例、関係法令や他自治体の条例について審査し、行政視察なども行ってきた中で、執行部として今後の方向性など、現時点でどのようなお考えを持ってあるか、福田部長、もし、こういうふうに思っているということがありましたら、お考えをお聞かせ願えませんでしょうか。

○市民環境部長

現時点での執行部としての考えということでございますが、今、担当課長のほうから岡垣町をはじめ福岡県内の動き、そして、今まで私どもがこの自然環境保全条例で対応を図ってくる中で、国の動き、そして社会情勢・背景がかなり目まぐるしく変化をしております。このような状況を総合的に鑑みれば、私どもの現行の条例で今後の太陽光事業の届出があった場合に、どれだけの効果というか、どれだけの効力を発揮することができるのかなという、今少し、正直なところでございますが、不安を感じております。というのは、福岡県でも、先ほど新聞記事を紹介しましたが、土砂災害警戒区域というのは、やはり災害が起きる危険が高い場所がまた新たに1万何千か所ということで、現地調査に入るということで、飯塚市もおそらくその中に入ってくるだろうということが予測されます。そのようなことを考えれば、現行法令だけではちょっと厳しい部分も出てくるやもしれないということで、今後、今の自然環境保全条例はベースになりますけれども、そこの一部改正、もしくは太陽光発電事業に係る新たな条例の制定、その辺まで踏み込んで検討を始めたいというふうに考えております。

○鯉川委員

ぜひともよろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○秀村委員

1点だけ確認も含めてお願いします。現在、県内で約1万8千か所の土砂災害警戒区域が指定されているということですが、そのうちの飯塚市はどのぐらいあるものなんでしょうか、お願いします。

○環境整備課長

福岡県のホームページに掲載されております県内の土砂災害警戒区域等の指定状況という資料によりますと、令和6年1月30日現在で、飯塚市では932か所の指定がございます。内訳といたしましては、土石流につきましては251か所、急傾斜地の崩壊につきましては679か所、地滑りに関しましては2か所となっております。

○秀村委員

現在、932か所が指定されているということですが、今回新たに追加される対象として、飯塚市も何か所が含まれるという認識でよろしいでしょうか。

○環境整備課長

飯塚市も含まれるかということですが、所管課の防災安全課のほうに確認をいたしましたところ、新たに追加される中に飯塚市も含まれる可能性はあるということでございました。我々もいたしましてもその状況を今後注視してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今の部長の答弁を聞いて、前回の委員会を経験した者として非常に寂しく思いました。もう1年たっているんですね、新しい議会になって。前回の委員会の際にあれだけ議論して、あのときは条例と執行部の方向性が若干違っていたかなということで、ああいう形になったんです。それで1年たって、今から検討を始めるという、僕は、その答弁はないんじゃないかなと、非常に寂しく思いました。もっとスピードを速めて、条例をつくるならつくる。もう今、検討段階なんですとかいう言葉が聞けるのかなと思って、今から検討とかいう言葉は本当ですか。それならそれでもうちょっと歩みを進めるなりの意気込みを僕は答弁してほしいと思いますが、いかがですか。

○市民環境部長

今、佐藤委員がおっしゃいましたように、確かに検討を今から始めるということを私は言いましたが、実際のところ、昨年来この自然環境保全条例に対して、この場においてご審査いただいているわけですが、その中でいろいろなところを、自治体等の条例等も研究しながら、検証しながらやってきました。実際のところ、今から始めるという言い方が、すみません、おかしかったのかもしれませんが、検討しております。うちに審議会もありますので、そこには弁護士さんもいらっしゃいます。その弁護士さんとの相談もしながら、年度末までにとすることはちょっと厳しいかもしれませんが、できるだけ早い時期に、案なり、素案なりをつくり、また委員会のほうにご提示をいたしまして、委員の皆様方との議論を活発にやっていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひとも、次の委員会までぐらいには姿形が見えるように努力してください。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

私の立場も佐藤委員と同感でありまして、御存じのとおり、議会から議員提出議案という形では出したものの、あれは流会しましたね。執行部にお願いしたいのは、問題となった白旗山辺りもそうですが、本当に執行部が必要を身近に感じているのかということです。これは、メガソーラー関係に対してはしっかりと飯塚市が住民を守るためにはどうするべきなのかを基本に考えれば、条例、条例と、難しい言葉ではなくて、やはり必要だと。部長がおっしゃったとおり本市は自然環境保全条例はあるけれども、あれはあくまでも開発に応じて自然環境保全条例を適合しながらチェックしていく。でも開発自体には、造成工事なのか、宅造なのか、メガソーラーなのかで全然用途が違いますからね。それに無理やり現状は押し込んでチェックしているような状態ですから、私もやはり、今から何件申請があるか分かりませんが、太陽光のメガソーラーに関する条例は、本市レベルでは持つべきだと思います。そういった観点から、執行部が進んでやはり必要だという考えにもう既に至ってあるとは思いますが、そこでちょっと聞きたいんですが、条例を制定するのを前提に質問ですけど、岡垣町の第5条に出ているんですけども、第5条の第2項、1から9までありますけれども、各法律がありますね、砂防法とか地滑り防止法とか。これは本市でいけばどれぐらいの部署に渡って必要になりますか。例えば、土木管理課がいるとかね。所管はどれぐらいに広がるか、今、分かる範囲で環境整備課以外に分ければ、教えてください。

○環境整備課長

これに関わる部署というふうに想定できるところでいえば、総務部、それから都市建設部、それから経済部、そして市民環境部、最低それぐらいは関わるのではないかとこのように感じております。

○小幡委員

そうですね、それぐらいの最低でも所管が必要かと思えます。部長、その辺を、横の連結

をしっかりと、あなたが主役でよろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ちょっとこれはもう純粋な質問というか、教えていただきたいんですけれども。相田3番地は土砂災害警戒区域になっております、ハザードマップを拝見すると。一方で、相田3番地のすぐ北には白旗山のメガソーラーがございます。仮に岡垣町のこの条例が飯塚市にあった場合、この土砂災害警戒区域に隣接するすぐ北側にあるメガソーラーというのは、これは原則禁止だったという理解になりますでしょうか。

○環境整備課長

先ほどのご質問で、土砂災害警戒区域だったら岡垣町であればどうなるかということですが、それであれば、抑制区域ということに当てはまると思います。土砂災害警戒特別区域に入りますと、禁止区域ということに設定されております。

○藤間委員

そうしますと1点お伺いがございます、この岡垣町の条例なんですけれども、土砂災害警戒区域を事業区域に含めることを原則禁止しますという立つけになっているんですけれども、土砂災害警戒区域というのが、これは土砂災害が起こる地域ではなくて、土砂災害が落ちたときに被害がある地域を指定しているので、これは住宅地を指定されていることになります。一方で太陽光の事業区域というのは、山の斜面だったり、人が住んでいない所ということになるので、原則、太陽光の事業区域と土砂災害警戒区域というのが字面だけ見るとかぶらない形になるかと思うんですけれども、この辺りはどういうご理解をされていますでしょうか。

○環境整備課長

土砂災害警戒区域というのは、委員がおっしゃられるとおり何か災害があったときに影響が出る場所ということで、住宅地とかで設定されているということでありまして、その部分に今言われる森林というものは、またほかの法律で規制をしているというふうに感じております。

○藤間委員

私から最後に意見を2つ申し上げます。1つ目が、ちょうど1年前にこの太陽光の条例を議論をさせていただいたときに私が申し上げたのが、住宅地に隣接するような山の急斜面、そういった所にメガソーラーを造ってしまうと、やはり住宅地に土砂災害のリスクがあるので、やはりそこは規制しませんかと申し上げたところ、ご回答としては、そういったところが危険な区域なのか行政が判断するのがなかなか難しいんじゃないかというご回答を頂きました。一方で、こうやって1年間いろいろなことを研究を進めていく中で、やはりメガソーラーを造ったときに、土砂災害の危険が高い区域というのはやはり規制する自治体が多いですし、現実的に規制できているところもあるので、やはり行政側としてなかなか難しい判断があるかと思っておりますけれども、やはり危険な区域というのは規制していかないといけないところがあるんじゃないかというのが1つ目の意見です。

2つ目の意見としては、次に今度は相田3番地から北西にちょっと行くとけやき台がございます、けやき台もメガソーラーに周りを取り囲まれております。一方で今度はけやき台については、土砂災害警戒区域には入っていない。そうすると、このけやき台というのが、岡垣町で言うと居住誘導区域なのか、都市機能誘導区域なのか、ほかに該当するか、私は今、不勉強で把握していませんけれども、仮にそういった区域に該当しないとすれば、そのけやき台のほうのメガソーラーについてはオーケーという理解になってしまうかもしれません。そういった中で、この岡垣町の条例をベースにするとしても、それで十分なのかというところは、特に飯塚は山にぐるりと囲まれた地域なので、禁止区域を設定するときに、飯塚独自のやはりもうちょっとこういう所も規制しないとけないんじゃないかみたいな、そういった議論も引き続き

お願いできればと思っております。私から2点でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について報告したい旨の申出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「サンビレッジ茜人工芝スキー場等施設の休止について」、報告を求めます。

○スポーツ振興課長

「サンビレッジ茜人工芝スキー場等施設の休止について」、ご説明をさせていただきます。
サンビレッジ茜において、令和5年11月13日に停電が発生し、原因調査とその対応を行いました。
停電の原因といたしましては、電気設備、特に高圧ケーブルの老朽化による漏電により、
通電ができない状態となったものでございます。機器の取り替え等の対応により、施設の
一部、セントラルロッジや茜ドーム等は停電が解消をいたしましたので、令和6年1月4日
より営業再開をいたしました。

しかしながら、人工芝スキー場施設（スキーハウス、リフト等）は復旧には時間を要し、し
ばらくの期間、施設を休止いたします。なお、人工芝スキー場の営業再開は、今年度、電気設
備更新の設計を行いまして、令和6年度に行う電気設備工事実施完了後となる予定でございま
す。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○スポーツ振興課長

「公用車による交通事故の発生について」、ご説明させていただきます。

本件事故は、令和5年12月25日曜日、午後4時40分頃、飯塚市秋松地内において、
スポーツ振興課職員が草刈り業務終了後に穂波支所へ帰庁するため、三差路の手前を直進方向
へ走行中、左側の道路より、交差点に接近する相手方車両を確認いたしました。交差点手前で
相手方車両が減速したように見えたことから、そのまま直進したところ、相手方車両が交差点
内に進入し、市車両左前面に相手方車両が右前面を衝突させ、双方の車両が損傷したもので
ございます。また、衝突の勢いで市車両はコントロールを失い、左前方に位置するガードレール
に接触し、車両左側のリアタイヤ付近も損傷いたしております。

本件におきましては、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。また、この事故の損
害賠償については、現在、相手方と協議を行っているところでございます。

本件事故を受けまして、当該職員に厳重注意を行うとともに、所属職員に対しても、今回の
事故のように思い込みによる安全確認不足が発生しないよう、安全確認、危機管理意識等に細
心の注意を払って運転するよう注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第3次いづくか健幸都市基本計画（素案）について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

今年度3月末の策定を予定しています第3次いづくか健幸都市基本計画につきまして、素案がまとまりましたので、今回はその内容についてご説明させていただきます。資料は計画の概要版と計画素案でございます。説明は概要版を用いて説明させていただきます。

まず初めに、本計画策定の経緯と概要についてご説明します。本市では、第2次飯塚市総合計画において、健幸づくりの推進を施策の柱に掲げ、市民誰もが健康で心豊かに暮らすことのできる健幸都市を目指しており、その実現のための計画として、第1次いづくか健幸都市基本計画を平成26年4月に策定し、平成31年3月に、まち・ひと・しごと観点に着目した第2次計画を策定しました。第3次計画の概要につきましては、資料の右の図1「計画趣旨の変遷」に記載しております。第1次計画では、健幸都市推進のための環境や仕組みの整備、第2次計画では、第1次計画で整備したものを活用した各種事業の実施、今回の第3次計画では、これまで整備・活用を進めてきました各種施策の拡散・拡大を図り、健幸都市いづくかの推進を加速させていくこととし、他の計画と同様、PDCAサイクルによる各種施策の進捗管理を実施することとしております。策定に際しては、内部組織であります健幸都市推進委員会にて本素案を検討し、計画内容の充実を図るため、市民意見募集を令和6年1月5日から2月4日まで実施したところでございます。

次に、前期計画からの考察について、ご説明します。現時点での現行計画であります第2次計画の成果としましては、グリーンベルト整備、コミュニティ交通利用者、健康教室参加者が目標を上回る成果を上げております。加えて、計画期間の大半がコロナ禍にありましたが、健幸ポイント事業においてはICT技術を活用、コロナ禍でも実践できる手法を工夫し取り組んでおります。

課題としましては、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により、施設の利用関係や対面式での教室等で目標を下回る進捗となっており、今後もICT技術やSNS等デジタルツールの活用を含め、これからのライフスタイルに対応できる事業の在り方の多様性の検討と、これまで取り組んでおります健康無関心層に対しての効果的なアプローチが課題となっております。

現在の計画における成果・課題を基に、第3次計画は「ひろがり・つながりに焦点を当てた健幸のまちづくり」をコンセプトとし、個から集団、点から線へと「ひろがり・つながり」を重視した視点を盛り込んだ計画としております。

次のページで、第3次計画の主な記載内容及び現行計画との改正点の説明をします。

計画書は5章構成で、各章構成の大枠は現行計画を踏襲しております。左枠が第3次計画素案、右枠に現行計画を記載しており、現行計画と比較する形式としております。「第1章 基本計画策定の趣旨」では、これまで実践してきました前2計画を踏襲しつつ、第3次計画のコンセプトを盛り込んだ計画とすることとしております。

「第4章 基本方針」、第3次計画における基本方針、目的、位置づけ、計画期間、進捗管理方法について掲載しております。基本方針、目的は現行計画を引き継いでおります。計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととしております。

「第5章 基本事業」では、3つの柱で構成した各種健幸づくりの具体的な各事業や生活指標について記載しております。「まちの健幸づくり」、「ひとの健幸づくり」、「公民連携による健幸づくり」を各柱の事業としております。また、成果指標については、直接の事業進捗による成果指標ではなく、各事業を推進・実施した結果得られる相乗効果に着目した目標に

するなど、各事業と健幸づくりの事業に反映した成果となるような工夫も取り入れております。

最後に今後のスケジュールについてです。市民意見を募集しました分を踏まえまして、2月に健幸都市推進委員会を開催し、承認をした上で策定したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

この目標達成指標についてお伺いさせていただきます。先ほども少しご説明がありましたが、この目標達成指標をどういった目標を設定する、どういった目標がよい目標かと思ってしまうのでしょうか。

○健幸保健課長

各事業を実践するに当たりまして、推進する事務事業としましては各種事業がございます。それぞれの事業にはそれぞれの目標がございますけれども、この計画に関しましては、先ほども説明をさせていただきましたように、健康との連動を目標としておりますので、具体的な例としまして、歩いて暮らすまちづくりという施策がございます。こちらの施策の事務事業というのは、ハード整備の事務事業でありますけれども、歩きたくなる空間を整備するということから、市民の方々に歩いていただく、目標の指標としましては、付与ができる健幸ポイント参加者の歩数を反映するというような組立てを、例でございますけれどもしているところでございます。

○藤間委員

今回のこの目標というのが、飯塚市民に対する約束、これは必ず約束するというものというよりは、これを目指していくという志を示すものなんじゃないかなと思っております。すなわち、飯塚市民の方から預かった税金を使って、人を使っていく以上は、やはりこれを達成していますというふうなすごく大事なものだと思っております。一方で、幾つか目標指標を見ていきますと、例えば、「こころの健幸づくりの推進」、概要としては、趣味、余暇活動、地域活動などを通した仲間づくり、市民交流を促進しますと、こういった方針に対する目標が自治会加入率を現状維持しますとなっております。これも1個の例ではあるんですけども、これが先ほど申し上げた目標の意義、すなわち、税金ですとかリソースを投入して、何年かかけて目指すものとして、自治会加入率の維持という目標設定が適切なのか、あるいは裏を返せば、目標が達成したときには問題点も解決されている必要がございます。そういった中で、自治会加入率を維持できれば、飯塚市民の仲間づくり、市民交流が促進されているのかということと、少しこの目標達成指標と問題意識というのにずれがあるんじゃないか。あるいは、これはあくまで一般論に近いところではあるんですけども、こういった目標指標が飯塚市民の顔を見てというよりは、市役所の中の上司の顔色をうかがった目標設定になっていないかというのが気になります。すなわち、今まで飯塚市として掲げてきたものをそのまま当てはめているような目標設定が見受けられます。どちらかといえば、これは飯塚市、飯塚市民に向けての発信なので、何を指すのかという問題意識があって、それに連動するような目標達成指標であるべきだと思うものの、幾つかこの目標達成指標と問題意識のずれがあるんじゃないかという意見を持っております。この点はいかがお考えか、今の私の意見を聞いた率直な感想をお伺いできればありがたいです。

○健幸保健課長

委員がおっしゃられました「こころの健幸づくりの推進」の中での目標指標、自治会加入率というところでございますけれども、これは一つの例でございますけれども、施策の方針の中にも、「こころの健幸を保つために、自らのストレスを把握するとともに、趣味、余暇活動、地域活動などを通した仲間づくり、市民交流を促進します」という方針を掲げております。その

中で地域活動といいますのは、自治会の活動というのは大きなウエートを占めているという認識の下、今回の指標には入れさせていただいております。

なお、個別の事業につきましては、先ほどもお話ししました各所管課が事務事業で毎年度進捗状況を管理しておりますけれども、今、委員のほうからご指摘のありました目標達成指標につきましても、本日頂いた委員のご意見も含めまして、健幸都市推進委員会のほうに諮らせていただきたいと思います。

○藤間委員

やはり、これは市民に対してお約束というか、方向性を示すものなので、目標達成指標はできる限り本質的なものをご検討頂ければと思っております。例えば、もう1個の目標でいらっしゃる公民館講座が教室の受講者というのを目標として掲げていらっしゃいます。こういったものが増えてくると、おっしゃるとおり市民活動が活発だなといういい指標だと思います。これは例えばなんですけれども、公民館の講座ですとか、教室の受講者にかかわらず、例えば、市民の任意団体の方が公民館を使って活動した場合に関しても、この公民館講座とか教室の受講者以外でも自主的にいろいろなイベントで使われたりして、公民館がいろいろな市民活動できていますねと言うと、これは健幸づくり推進に適切な活動だなと思ったりしますし、継続のしやすさ、しにくさはありませんけれども、一番最初に書いていただいている施策の概要及び方針に対して、適切な目標、この適切というのは、この目標が達成されたとすればやはり一定掲げた問題意識というのが解決できているんじゃないかというところにマッチするような目標設定について、引き続きブラッシュアップをお願いできればと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

15ページ、第2次いづか健幸都市基本計画を振り返ってという、成果と課題が提示してありますけれども、次のページ、16ページに、表17というのがあるじゃないですか。この1、2、3、この事業が全て行った事業として見てよろしいのでしょうか。

○健幸保健課長

16ページに記載しております表17、第2次健幸都市基本計画における各事業の進捗状況につきましては、全事業ではなく抜粋した事業でございます。

○小幡委員

抜粋された事業ですね。この一番下に、ちょっと見方の説明をお願いしたいんですけども、健幸ポイントの事業参加者数、2022年、進捗目標値3380人と、これは健幸ポイント事業に参加される人たちの人数の目標でしょうか。これを今回目標設定を何人にされたとかいうのはもう検討されているんですか。それと、この目標はどういう形で出されたのか教えてください。

○健幸保健課長

計画書16ページの一番下に書いております健幸ポイント事業参加者数、令和4年度時点の進捗目標値といいますのは、令和元年度に策定しました健幸ポイント事業の令和4年度の目標値が3380人であったものでございます。なお、健幸ポイントの参加者数につきましては、別段で16ページ、1. まちの健幸づくり、2. ひとの健幸づくり、2の一番下、こちらにつきましては、表の一番下の目標値を上回る形で、令和4年度現在3642人となっているところでございます。令和5年度の最終目標値につきましては、先ほど答弁させていただきました健幸ポイントの事業を実施、計画するに当たり、設定した目標値でございます。今回の第3次計画につきましては、現在、まだ記載をできておりませんが、令和10年度に向けての目標値を検討しているところでございます。

○小幡委員

ただ現在では、目標値の人数はまだ決まっていないということかな。なおかつ、これは何を基準にこの数字を持ってきているのか教えてほしい。もともと事業を始める前は0人だよ。何年度までに3千何百人にしたいという希望があるわけでしょう。目標を決めているんだよね。だから、何を基準にこの数字を出しているのか、分かれたら教えてほしい、次年度は何人に想定する予定なのかがもし分かれば教えてほしいという質問です。

○健幸保健課長

現計画の目標値につきましては、先ほど申しました健幸ポイント事業、事業名としてはヘルスケアプロジェクトと申しますが、そちらで設定した人数でございまして、以降、第3次計画につきましては、年間約1千人ぐらいを増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

年間1千人ずつ目標数を増やしたいというふうにして事業を展開していきたいという趣旨は分かりました。先ほど言ったように、ゼロからスタートして、何年度までに何千人とかいう目標の基準は、高齢者と一概には言えないけれど、飯塚市民は12万人おられますよね、そのうちの何でこれは3千何百人を目標にしたのか、意味が分からないんですよ。だから、その目標と設定した基準か何かがあるのかなと思って聞いているんですけど、あれば教えてください。分からなければ、また次回で構わないんですけど。

感覚的なものを持って話して申し訳ないんですけど、えらい少ないなという印象なんですよ、今の人口比からしてね。たった年間で3千数百名、1年1年に1千人ずつ増やしていきたいというのは、目標は分かるんですけど、あまりにも少ないのでねというのが一つの印象と、続けての質問ですけど、これは先ほど16ページが抜粋された事業の一部ということで、抜粋した事業とほかにも事業されているんでしょうけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、この事業を総体的に年間どれぐらいの予算でやっているのか、それは分かりますか。何億円をかけてやっているのか。数千万円単位なのか。アバウトで構わないんですけど、全事業を1年間やるとすれば、どれぐらいの金額をかけてやっているのか、把握できていますか。

○健幸保健課長

人数の設定につきましては、健幸ポイント事業は国の補助制度を活用した事業になっておりますけれども、この事業が先進地で平成30年度から実施されております。そういった先進地の実績を見た中で現計画の参加者数というのを設定したところでございます。事業費の件につきましては、健幸都市基本計画に掲げてある全部の事務事業の経費というのは、申し訳ございません、健幸保健課のほうでは把握できておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和6年度のコミュニティ交通運行計画について」、報告を求めます。

○地域公共交通対策課長

「令和6年度のコミュニティ交通の運行計画について」、ご報告いたします。

令和6年度のコミュニティ交通の運行計画につきましては、3年スパンで運行実施、事業運営をしておりますコミュニティ交通の3年目となります。したがって、令和6年度の運行計画につきましては、現在の交通体系を維持した中で、各交通機関の利用状況・運行状況並びに利用者や各地区のまちづくり協議会等からのご要望等に基づいて運行計画の部分的な改善を行った内容になっております。なお、この運行計画につきましては、昨年11月29日及び12月22日に開催しました飯塚市地域公共交通協議会でご承認いただいております。

それでは、提出しております資料に沿って、現在の運行内容から変更になる事項の主な内容

について、ご説明いたします。

まず、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、「ゆめタウン飯塚」及び「トライアル飯塚店」の2か所の停留所を追加します。

次に、予約乗合タクシーにつきましては、基本的に区内を運行しておりますが、隣接している地区の一部の商業施設や交通施設等を乗降場所として設定しております。今回、穂波地区においては「ゆめタウン飯塚」を、鎮西地区においては「イオン穂波店」を、また飯塚東地区においては西鉄バス停留所「鶴三緒」を、地区外であります乗降できる場所として追加設定しています。

次に、エリアワゴンにつきましては、複数の地区で停留所の追加、待機時間の調整等のためのダイヤの一部変更や近距離の移設等を行っております。ダイヤの一部変更及び近距離の移設につきましては、説明を割愛させていただきまして、停留所の追加につきましては、鯉田地区におきましては、「鯉田駅」、「鯉田浦田公民館」、「井手ヶ浦」、「飯塚市総合体育館」を追加いたします。次に、鎮西地区におきましては、「児嶋病院」を追加いたします。次に、二瀬地区におきましては、市営相田団地の工事に伴いまして、現在の「相田団地」停留所を「市営相田団地34棟」付近に移設し、名称を変更するとともに、「市営相田団地12棟」を停留所に追加いたします。次に、穂波地区の高田系統におきましては、「椋本前田」、「高田炭焼」並びに「天寿園」を追加いたします。

令和6年度のコミュニティ交通の各交通機関の運行計画の変更部分の主な部分につきましては以上でございます。現在、これらの変更に伴うダイヤ等の精査を行うとともに、運輸局の運行許可手続き等を進めているところでございます。最終的な運行計画は3月中に確定しますので、市民の皆様には、全戸配布の利用ガイドや市HPによりお知らせしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により、ご報告いたします。

今回、ご報告をいたします工事はグラウンドゴルフ場クラブハウス建設工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のⅠ等級及びⅡ等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7119万2千円、落札率97.94%で、株式会社住建設が落札しております。なお本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。資料の2ページには入札の結果表を添付いたしております。

以上でご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。